

寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

はじめに

【寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

2020年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が、令和7年1月に埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定された。

これに伴い、本町においても、平成26年12月に策定した寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画を全面的に改定した計画（以下「町行動計画」という。）に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくものである。

【町行動計画の改定概要】

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、町行動計画に基づき、国や県、指定（地方）公共機関と対応を行っていくこととなる。

また、今般の改定では、「第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」を「第1章 実施体制」から「第7章 町民の生活および地域経済の安定の確保」までの7章構成とし、記載を準備期、初動期及び対応期の3期に分け、特に準備期の取組を充実させている。

さらに、実効性を確保するため、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施することとしている。

【対策時期の区分】

準備期	初動期	対応期			
平時 発生前の段階	国内又は国外で 新型インフルエ ンザ等に位置付 けられる可能性 がある感染症が 発生した段階	封じ込め を念頭に 対応する 時期	病原体の 性状等に 応じて対 応する時 期	ワクチン や治療薬 等により 対応力が 高まる時 期	特措法に よらない 基本的な 感染症対 策に移行 する時期

目次

第1部 町行動計画の概要	2
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
第2節 対策の基本項目	3
第3節 対策推進のための役割分担	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	10
第1章 実施体制	10
第1節 準備期	10
第2節 初動期	11
第3節 対応期	12
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	13
第1節 準備期	13
第2節 初動期	15
第3節 対応期	17
第3章 まん延防止	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第4章 ワクチン	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	24
第3節 対応期	27
第5章 保健	31
第1節 準備期	31
第2節 対応期	32
第6章 物資	33
第1節 準備期	33
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	36
第3節 対応期	37

第 1 部 町行動計画の概要

第 1 節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、国・県の行動計画に基づき、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民の生活と経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

第2節 対策の基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民の生活と経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ための対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えの時期と内容について、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

表1 7項目別の主な対応（イメージ）について

	【初期期】 国内外で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	【対応期】 ・（国内での）発生の初期段階 ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等による対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
①実施体制	● 厚生労働省による新型インフルエンザ等発生の公表 ● 政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ● 町対策本部の設置	
②情報提供・共有	● 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ● 双方向のコミュニケーションの実施 ● 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	
③まん延防止	● まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組	
④ワクチン	● 接種体制の構築 ● 副反応情報等の収集・提供 ● 健康被害救済制度の周知	
⑤保健	● 相談対応開始 ● 県が実施する健康観察・生活支援の協力	
⑥物資	● 備蓄状況の確認 ● 備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請	
⑦町民生活・地域経済	● 事業継続に向けた準備の要請 ● 新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策	

① 実施体制		
準備期	初動期	対応期
(1) 実践的な訓練の実施 ・国及び県行動計画の内容を踏まえた実践的な訓練の実施 (2) 町行動計画等の見直し ・必要に応じ町行動計画を変更する際には、有識者等から意見聴取 (3) 国及び地方公共団体等との連携の強化 ・平時から情報共有、連携体制を構築	(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合 ・国が政府対策本部や県が県対策本部設置した場合、必要に応じて設置 (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・国の財政支援を有効活用	(1) 職員の派遣・応援への対応 ・必要に応じて、県に対して事務の代替執行、近隣市や県に対して応援要請 (2) 必要な財政上の措置 ・国の財政支援を有効に活用 (3) 町対策本部の設置 ・緊急事態宣言がなされた場合、直ちに町対策本部を設置 (4) 町対策本部の廃止 ・緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	初動期～対応期
(1) 感染症に関する情報提供・共有 ・マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等、広く町民に対して丁寧に情報提供・共有 (2) 偏見・差別等に関する啓発 ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等への偏見・差別等がないよう啓発 (3) 偽・誤情報に関する啓発 ・各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発 (4) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 ・町民への情報提供・共有する体制・内容・方法について整理 (5) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 ・国からの要請を受け、コールセンター等の設置準備	(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・町民に対してリスクコミュニケーション、周知や広報 ・町民からの相談受け付け (2) 双方向のコミュニケーションの実施 ・国からの要請を受けてコールセンター等を設置 ・県が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援 (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ・各種媒体を活用した偽・誤情報の流布に対する啓発

③ まん延防止	
準備期	初動期
(1) 対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・町民に対して基本的な感染対策の普及 ・有事の対応等について町民への理解促進	(1) 国内でのまん延防止対策の準備 ・国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備

④ ワクチン		
準備期	初動期	対応期
(1) 接種に必要な資材の確保 ・ 予防接種に必要な資材の確保方法等の確認 (2) ワクチンの供給体制の整備 ・ ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定 (3) 基準に該当する事業者の登録等（特定接種） ・ 国の定める基準に該当する事業者の登録等 (4) 接種体制の構築 ・ 医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定した上で、平時から訓練を実施 (5) 予防接種に関する情報提供・共有 ・ 予防接種について、被接種者やその保護者等にわかりやすい情報提供 (6) DX の推進 ・ 国が示す予防接種関係のシステムの整備	(1) 接種体制の構築 ・ 医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や医療従事者等を確保 (2) ワクチンの接種に必要な資材の確保 ・ 予防接種に必要な資材の確保 (3) 接種の実施 ・ 特定接種 接種体制を構築する登録事業者に医療従事者の確保に向けた支援 ・ 住民接種 関係機関等と連携して接種体制を確保	(1) ワクチンや資材の供給 ・ ワクチンの割り当て量の調整 (2) 接種の実施 ・ 初動期に構築した接種体制に基づいた接種の実施 ・ インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対する特定接種 ・ 接種状況を踏まえ、接種会場の追加の検討 (3) 健康被害救済制度 ・ 予防接種健康被害救済制度の周知 (4) 情報提供・共有 ・ 町民が正しい判断が行えるよう必要な情報発信

⑤ 保健	
準備期	対応期
(1) 関係機関等との連携強化 ・ 県、消防機関、医療関係職能団体等との連絡調整	(1) 健康観察及び生活支援 ・ 県が患者に対して実施する健康観察への協力 ・ 県が患者やその濃厚接触者に対して実施する食事や必要なサービスの提供及び物品の支給への協力 (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・ 県と連携し、感染症対策や各種支援策の周知・広報を実施 (3) 感染状況に応じた取組

⑥ 物資
準備期
(1) 感染症対策物資等の備蓄 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄

⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保		
準備期	初動期	対応期
(1) 情報共有体制の整備 ・関係機関との情報共有体制を整備 (2) 支援の実施に係る仕組みの整備 ・新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等について DX を推進して仕組みを整備 (3) 物資及び資材の備蓄 ・感染症対策物資等、食料品及び生活必需品等の備蓄 (4) 要配慮者への支援準備 ・県と連携し、要配慮者への生活支援等を事前に規定 (5) 火葬体制の構築 ・火葬の適切な実施の調整	(1) 遺体の火葬・安置 ・国の要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設を確保	(1) 心身への影響に関する施策 ・まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した施策の実施 (2) 要配慮者への支援 ・要配慮者等に必要な支援の実施 (3) 教育及び学びの継続に関する支援 ・まん延防止策等により学校の使用制限や長期休業等があった場合、必要な支援の実施 (4) 生活関連物資等の価格の安定等 ・必要に応じ、関係業界団体等に生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げ防止の要請 ・必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実 (5) 埋葬・火葬の特例等 (6) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

第3節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めることとし、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提

供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制の構築や宿泊施設を確保することについて、計画的に準備する。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、訓練等を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

こうした取組においては、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、埼玉県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）等について協議を行うことが重要である。また、感染症法における予防計画（以下「予防計画」という。）に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【町】

町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

地域における医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ等の発生前から、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（５）町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【健康づくり課】

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²。【健康づくり課】

- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等を確保するとともに有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。なお、町の業務継続計画については、県や保健所等の業務継続計画との整合性に配慮しながら作成する。【総務課・企画財政課・健康づくり課】

- ③ 特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。【健康づくり課】

- ④ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。【総務課・健康づくり課】

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【健康づくり課】

- ② 新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。【健康づくり課】

¹ 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

² 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされ、県においても対応方針等について協議・決定がなされた場合には、発生状況等の情報収集を実施する。

町は、新型インフルエンザ等の発生に備えて全庁的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、副町長を責任者とする「寄居町新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「町対策推進会議」）を開催する。また、庁内関係各課のほか、深谷寄居医師会、深谷寄居歯科医師会及び寄居薬剤師会（以下「医師会等」）の関係機関との情報共有体制を構築し、今後の町の応急的な対策や対応策の決定、また対応期への移行のために必要な準備を進める。 【総務課・健康づくり課】

- ② 近隣市町村との連絡体制を構築し、今後の連携を円滑に行う。

【健康づくり課】

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合³や県が県対策本部を設置した場合において、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。 【総務課・健康づくり課】

- ② 必要に応じて、第1節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

【総務課・健康づくり課】

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴を有効に活用することを検討するとともに、政令により総務大臣の指定を受けたときは、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁵ことを検討し、所要の準備を行う。 【企画財政課】

³ 特措法第15条

⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁵ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁶を要請する。 【総務課・健康づくり課】

- ② その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁷。

【総務課・健康づくり課】

3-1-2. 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。 【企画財政課】

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する⁸。また、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁹。

【総務課・健康づくり課】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する¹⁰。

【総務課・健康づくり課】

⁶ 特措法第26条の2第1項

⁷ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁸ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

⁹ 特措法第36条第1項

¹⁰ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹¹

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

新型コロナの取組を風化させることのないよう、平時から国や県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、町民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

これらの取組を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健衛生主管課、児童福祉、介護保険、障害福祉の各主管課および教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校等においては、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

【福祉課・子育て支援課・健康づくり課・教育指導課】

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、そうした行為が法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

【健康づくり課・人権推進課】

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上を図れるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

【健康づくり課】

¹¹ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び町民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

1-2. 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

【福祉課・子育て支援課・健康づくり課・教育指導課】

- ② 一体的かつ整合的（ワンボイス）な情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理する。

【健康づくり課】

- ③ 新型インフルエンザ等発生時に、関係機関や事業者等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

【健康づくり課】

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である町民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

【健康づくり課】

- ② 新型インフルエンザ等発生時に、町民等からの相談に応じるため、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。

【健康づくり課】

第2節 初動期

2-1. 所要の対応

国内外の科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、初動期以降においては、特に町民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制及び後遺症外来等に関する情報について、迅速に町民に情報提供・共有する。

【福祉課・子育て支援課・健康づくり課・教育指導課】

- ② 町民等の情報収集の利便性向上のため、関係各課、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて町公式ホームページに掲載する。

【健康づくり課】

- ③ 準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関や事業者等を通じた情報提供・共有を行う。

【関係各課】

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である町民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

【健康づくり課】

- ② 町民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した市町村向けのQ&A等を活用し、町公式ホームページに掲載する。また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、町民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映する。

【健康づくり課】

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、そうした行為が法的責任を伴い得ることや、患者が受診

行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、町等の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

【健康づくり課・人権推進課】

第3節 対応期

3-1. 所要の対応

科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、関係機関や町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

初動期に引き続き、高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

【福祉課・子育て支援課・健康づくり課・教育指導課】

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

初動期に引き続き、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

【健康づくり課】

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に引き続き、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を行う。

【健康づくり課・人権推進課】

第3章 まん延防止¹²

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。

【健康づくり課・教育指導課】

¹² 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

【総務課・企画財政課・健康づくり課】

第4章 ワクチン¹³

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

以下の表2を参考に、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。 【健康づくり課】

表2 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。 【健康づくり課】

¹³ 特措法第8条第2項第2号ロ（町民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。町民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知

特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う町内事業者に対する周知に協力する。 【関係各課】

1-3-2. 登録事業者の登録

国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。 【関係各課】

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

医師会等の助言に基づき、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に係る訓練を、必要に応じて平時から行う。 【健康づくり課】

1-4-2. 特定接種（国が緊急の必要があると認める場合に限り）

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員については、町を実施主体として、原則、集団接種を実施するため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 【健康づくり課】

- ② 特定接種の対象となり得る町の職員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。 【健康づくり課】

1-4-3. 住民接種

以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア）県による町の住民接種体制を補完する仕組みについて、準備に協力する。また、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁴。

【健康づくり課】

¹⁴ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項

（イ）円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を行う。
【健康づくり課】

（ウ）医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を行う。
【健康づくり課】

1-5. 情報提供・共有

1-5-1. 町民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy¹⁵」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。

こうした状況も踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国とともに町公式ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

【健康づくり課】

1-5-2. 町における対応

定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

【健康づくり課】

1-5-3. 庁内の連携体制の強化

予防接種施策の推進に当たっては、保健衛生分野と労働、介護保険、障害福祉等の各分野が連携を強化し、協力して対応する。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、保健衛生主管課と教育委員会等が連携し、取組を進める。

【健康づくり課・福祉課・産業振興企業誘致課・教育指導課】

¹⁵ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

1-6. DXの推進

- ① 町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。【企画財政課・健康づくり課】
- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備する。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付するなどの対応を検討する。【健康づくり課】
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【企画財政課・健康づくり課】

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

医師会等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。【健康づくり課】

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

第1節（準備期）1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【健康づくり課】

2-3. 接種の実施

2-3-1. 特定接種

医師会等の協力を得て、医療従事者を確保し、接種体制を構築する。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【健康づくり課】

2-3-2. 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。また、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を行う。【健康づくり課】

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。【総務課・企画財政課・健康づくり課】

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の業務については、積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

【総務課・企画財政課・健康づくり課】

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。【健康づくり課】

- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、医師会等、近隣地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、総合体育館・アタゴ記念館や保健福祉総合センター等（以下「公共施設等の接種会場」という。）の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種することの協議を行う。

【健康づくり課】

- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険主管課等、医師会等と連携し、接種体制を構築する。

【福祉課・健康づくり課】

- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保に努める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

【健康づくり課】

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、県に対し、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく診療所開設の届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定する。

【健康づくり課】

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認する。

県、県医師会、地域の医療関係者や深谷市消防本部（以下「消防機関」という。）の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先とな

る接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

衛生材料及び医療廃棄物容器等は、原則として全て町が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等と一定程度持参してもらう等の協議を行う。また、町が独自で調達する場合においても、医師会等と情報交換を行う。

【自治防災課・健康づくり課】

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。 【健康づくり課】

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくるとともに、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう、また要配慮者への対応が可能となるよう広い会場を確保する。 【健康づくり課】

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握するものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【健康づくり課】

- ② ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を通じて管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。【健康づくり課】

3-2. 接種の実施

3-2-1. 接種体制の継続

- ① 医師会等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。【健康づくり課】

- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【健康づくり課】

3-2-2. 町職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総務課・健康づくり課】

3-2-3. 住民接種

3-2-3-1. 予防接種の準備

国と連携し、接種体制の準備を行う。【健康づくり課】

3-2-3-2. 予防接種体制の構築

- ① 全ての町民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の協力を得ながら、準備期及び初動期に町において整理した接種体制を構築する。また、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

【健康づくり課】

- ② 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

【健康づくり課】

- ③ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。

【福祉課・健康づくり課】

- ④ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険主管課等と医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

【福祉課・健康づくり課】

3-2-3-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。また、町民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。

【健康づくり課】

- ② 接種勧奨は、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

【企画財政課・健康づくり課】

- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報への掲載等、紙での周知を実施する。

【健康づくり課】

3-2-3-4. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等の接種会場を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【福祉課・健康づくり課】

3-2-3-5. 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康づくり課】

3-3. 健康被害救済制度

- ① 国の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、予防接種健康被害救済制度の周知を徹底する。【健康づくり課】
- ② 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【健康づくり課】

3-4. 情報提供・共有

- ① 国と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。【健康づくり課】
- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。【健康づくり課】
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにするために、引き続き定期の予防接種の必要性等について周知を行う。【健康づくり課】

3-4-1. 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種対象者に必要な情報を提供する。
【関係各課】

3-4-2. 住民接種に係る対応

① 予防接種の実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。

【健康づくり課】

② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たって、接種の目的やワクチンの有効性・安全性、接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかを分かりやすく伝える。

【健康づくり課】

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 関係機関等との連携強化

新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所主催の会議等を活用し、平時から保健所や衛生研究所等のみならず、県、消防機関等の関係機関、医療関係の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、県が実施する健康観察に協力する体制を整備する。

【自治防災課・健康づくり課】

第2節 対応期

1-1. 主な対応業務の実施

新型インフルエンザ等の発生時に、町行動計画並びに業務継続計画に基づき、初動期に引き続き、町が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を守る。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等が必要となるため、県や県と協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制等、感染症危機に備える体制を構築する。

1-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 県が実施する健康観察に協力する。 【健康づくり課】

- ② 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供及びパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 【健康づくり課】

1-1-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方に対して、県と連携し、感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。 【福祉課・子育て支援課・健康づくり課・教育指導課】

1-2. 感染状況に応じた取組

県が感染症有事において保健所人員体制及び衛生研究所等の検査体制の維持のために実施する応援派遣要請に対し、町の状況に応じて協力する。

【総務課・健康づくり課】

第6章 物資¹⁶

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄¹⁷

- ① その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁹。
【関係各課】

- ② 国及び県からの要請を受けて、消防機関に対して最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めることを依頼する。
【自治防災課】

¹⁶ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の町民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

¹⁷ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹⁸ 特措法第1条

¹⁹ 特措法第11条

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係各課間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。 【関係各課】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。また、支援の実施に当たっては、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意する。 【関係各課】

1-3. 物資及び資材の備蓄

- ① 第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。 【関係各課】

- ② 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

【関係各課】

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者²⁰等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者を把握するとともにその具体的手続を決めておく。 【福祉課】

²⁰ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

1-5. 火葬体制の構築

国及び県と連携し、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、戸籍事務主管課や環境衛生主管課の間で調整を行う。

【町民課・生活環境エコタウン課】

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【生活環境エコタウン課】

第3節 対応期

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

【福祉課・子育て支援課・健康づくり課・教育指導課】

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【福祉課】

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²¹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

【教育総務課・教育指導課】

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をする。また、必要に応じて、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【産業振興企業誘致課】

- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【産業振興企業誘致課】

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

【産業振興企業誘致課】

²¹ 特措法第45条第2項

- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²²。 【産業振興企業誘致課】

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 県を通じた国からの要請を受けて、近隣市町の火葬場の管理者に対して可能な限り火葬炉を稼働させるよう協力を依頼する。 【生活環境エコタウン課】
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。 【生活環境エコタウン課】
- ③ 県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 【生活環境エコタウン課】
- ④ 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。 【総務課・生活環境エコタウン課】
- ⑤ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。 【生活環境エコタウン課】

²² 特措法第 59 条

- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。 【生活環境エコタウン課】

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

【産業振興企業誘致課】

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。 【上下水道課】